

(資料)

「合理的配慮の提供について」

1 障害者差別解消法とは

平成25年6月19日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。これにより、本法が施行される平成28年4月1日以降、地方公共団体（公立学校を含む）においては、障害者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、合理的配慮の提供が法的義務となります。

2 合理的配慮とは

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- ①学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ②障害のある子ども一人一人の状況に応じて、個別に必要なとされるもの
- ③体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。

3 学校における合理的配慮例

(参考)学校における合理的配慮の例

(文科省資料一部改変)

視覚障害(弱視)のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近づけば文字は読める。

- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。エレベーターの設置が困難。

- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消



学習障害(LD)のCさん

【状態】書くことが苦手で、特にノートテイクが難しい。

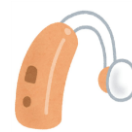
- 板書計画を印刷して配布
 - デジタルカメラ等※による板書撮影
 - ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音
- (※データの管理方法等について留意)



聴覚障害(難聴)のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。

- 教室前方・右手側の座席配置(左耳の聴力を生かす)
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話(座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする等)



病弱のEさん

【状態】病気のため、他の子どもと同じように運動することができない。

- 体育等の実技において、実施可能な課題を提供

知的障害のFさん

【状態】知的障害があり、短期的な記憶が困難。

- 話し言葉による要点を簡潔な文字にして標記することにより、記憶を補助する。



4 合理的配慮提供までの流れ

① 申出

①障害者差別解消法においては、合理的配慮の提供について、本人や保護者からの申出（意思の表明）が前提となっています。

② 検討

②「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」については、一律の基準はなく、学校の設置者及び学校が、体制面・財政面等を勘案しながら、代替案を含めて、個別に検討します。

③合意形成

③合理的配慮の決定については、本人・保護者へ情報提供を図りつつ、可能な限り合意形成を図った上で決定していきます。

④個別の教育支援計画への明記

④決定された合理的配慮については、個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも活用していきます。
また、移行時においては、学校間等の情報の引継ぎを保護者の同意を得つついねいに行い、途切れることのない支援を提供します。

⑤評価 ・修正

⑤十分な教育を受けるために提供できているかという観点から、校内委員会等を活用しつつ定期的に評価し、必要に応じて見直し、修正していきます。